

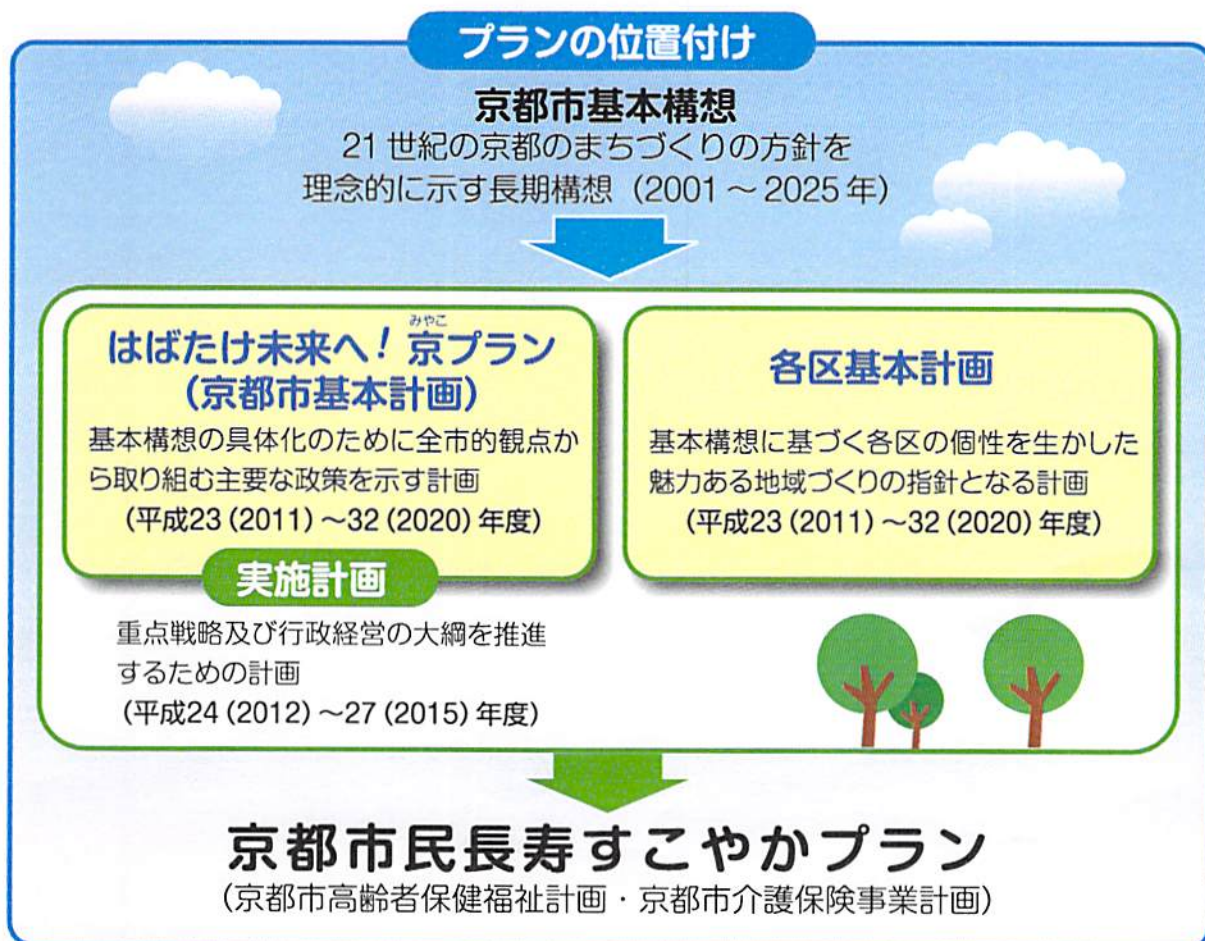
京都市民長寿 すこやかプランについて

1 京都市民長寿すこやかプランの位置付け

高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第20条の8により、市町村における策定が義務付けられており、高齢者福祉事業全般にわたる供給体制づくりなどについて定めることとされています。

介護保険事業計画は、介護保険法第117条により、市町村における策定が義務付けられており、地域における介護サービスの必要量を見込み、それを確保するための方策や保険料算定の基礎となる財政規模のほか、介護保険を円滑に運営するために必要な事業等について定めることとされています。

高齢者保健福祉計画は、介護保険事業計画の内容を包含するものです。また、老人福祉法及び介護保険法では、これら2つの計画を一体的に策定することとされており、本市においては両計画を調和のとれた計画とするため、「京都市民長寿すこやかプラン」として一体的に策定しています。



② プランの期間

このプランの期間は平成24年度から26年度までとし、第3期プランにおいて設定した平成26年度までの目標を達成する仕上げのプランとして、第3期、第4期プランの延長線上に位置付けます。

また、いわゆる団塊の世代が後期高齢期に差し掛かる平成37年（2025年）頃に地域包括ケアシステムを完成することを目指し、今後の更なる高齢化への対応等を見据えた新たな視点での取組をスタートするプランとしても位置付けます。

③ 市民参加によるプランの策定

【1】京都市民長寿すこやかプラン推進協議会の開催

市民公募委員をはじめ、医療、介護、保健、福祉の関係者で構成される「京都市民長寿すこやかプラン推進協議会」において、プランの内容等の協議を行っています。

【2】市民意見・ニーズの反映

プランの策定に当たっては、市民の意見を取り入れるため、京都市民長寿すこやかプラン推進協議会への市民参加や公開のほか、平成22年度に1万人を超える市民を対象とした「高齢社会対策実態調査／高齢期の生活と健康に関する調査」を実施し、プラン策定のための基礎資料として活用しました。

また、このプランの中間報告について、平成23年12月から1箇月以上にわたるパブリックコメントを実施するとともに、市民説明会を開催し、市民の皆様から御意見・御提言をいただくなど、市民参加によりプランづくりを進めてきました。

